

第2期教育振興基本計画 基本施策フォローアップ  
(大学分科会関係)

目次

**基本的方向性1:社会を生き抜く力の養成**

**成果目標2(課題探求能力の修得)**

基本施策8	学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換	—1
8-1	改革サイクルの確立と学修支援環境整備	1
8-2	専門スタッフの活用と教員の教育力の向上	2
8-3	学修成果の把握に関する研究・開発	3
8-4	「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討	3
8-5	大学院教育の改善・充実	3
8-6	短期大学の役割・機能の検討推進	4
基本施策9	大学等の質の保証	—4
9-1	大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立	4
9-2	大学情報の積極的発信	5
9-3	大学評価の改善	5
9-4	分野別質保証の取組の推進	6
9-5	国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	6
基本施策10	子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築	—7
10-1	子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築	7
10-2	高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換	7

**成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)**

基本施策13	キャリア教育の充実, 職業教育の充実, 社会への接続 支援, 産学官連携による中核的専門人材, 高度職業人 の育成の充実・強化	—8
13-1	社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進	8
13-2	学校横断的な職業教育の推進	9
13-3	各学校段階における職業教育の取組の推進	10
13-4	社会への接続支援	10
13-5	社会人の学び直しの機会の充実	11

## **基本的方向性2:未来への飛躍を実現する人材の養成**

### **成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)**

基本施策14	優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供	—13
14-1	優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進	.....13
14-2	理数系人材の養成	.....13
基本施策15	大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成, 大学等の研究力強化の促進	—————14
15-1	独創的で優秀な研究者等の養成	.....14
15-2	大学等の研究力強化の促進	.....15
15-3	イノベーション創出に向けた産学官連携の推進	.....17
基本施策16	外国語教育, 双方向の留学生交流・国際交流, 大学等の国際化など, グローバル人材育成に向けた取組の強化	——17
16-1	英語をはじめとする外国語教育の強化	.....17
16-2	高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	.....18
16-3	高校・大学等の国際化のための取組への支援	.....19
16-4	国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化 (基本施策9-5の再掲)	.....20

## **基本的方向性3:学びのセーフティネットの構築**

### **成果目標6(意欲ある全ての者への学習機会の確保)**

基本施策17	教育費負担の軽減に向けた経済的支援	—————21
17-4	大学・専門学校等に係る教育費負担軽減	.....21

### **成果目標7(安全・安心な教育研究環境の確保)**

基本施策19	教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など 学校における児童生徒等の安全の確保	—————22
19-1	安全・安心な学校施設	.....22

## **基本的方向性4:絆づくりと活力あるコミュニティの形成**

### **成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)**

基本施策21	地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進	——24
21-1	COC構想を推進する高等教育機関への支援	.....24

## **4つの基本的方向性を支える環境整備**

<b>基本施策26</b>	<b>大学におけるガバナンス機能の強化</b>	<b>25</b>
26-1	大学におけるガバナンス機能の強化	25
<b>基本施策27</b>	<b>大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進</b>	<b>26</b>
27-1	国立大学の機能強化に向けた改革の推進	26
27-2	私立大学等における教育研究活性化の促進・支援	26
27-3	国公私立大学の枠を超えた大学間連携の促進	27
27-4	大学情報の積極的発信(基本施策9-2の再掲)	27
27-5	大学評価の改善(基本施策9-3の再掲)	27
<b>基本施策28</b>	<b>大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備</b>	<b>27</b>
28-1	大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分	27
28-2	個性・特色に応じた施設整備	28
<b>基本施策29</b>	<b>私立学校の振興</b>	<b>28</b>
29-1	財政基盤の確立とメリハリある資金配分	28
29-2	多角的な資金調達促進	29
29-3	学校法人に対する経営支援の充実	29

## 基本的方向性 1 : 社会を生き抜く力の養成

### 【平成 27 年度の主な取組と今後の方向性】

#### 成果目標 2 (課題探求能力の修得)

#### 基本施策 8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

#### 8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

- 平成 27 年度予算において、
  - ・学生の能動的学修や体系的な教育課程の編成などに積極的に取り組む国立大学に対する支援（国立大学法人運営費交付金等（平成 27 年度予算：1 兆 1, 006 億円）の内数）
  - ・全学的・組織的に大学教育の質的転換等の改革に取り組む私立大学等に対して、経常費・設備費・施設費による一体的な支援（私立大学等改革総合支援事業（平成 27 年度予算：201 億円）の内数）
  - ・学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基づいた授業改善、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援（大学教育再生加速プログラム（平成 27 年度予算：12 億円）の内数）等を計上した。
- 就職・採用活動開始時期変更について、平成 25 年 4 月に内閣総理大臣より経済団体に対し、平成 27 年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度の 3 月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の 8 月に見直すよう要請（同内容は日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）にも盛り込まれており、（一社）日本経済団体連合会においては、平成 25 年 9 月に同戦略に則した形で「採用選考活動に関する企業の倫理憲章」を見直し、「採用選考に関する指針」を策定）。

さらに、平成 25 年 11 月に再チャレンジ担当大臣・文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名により、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計 447 団体に対し、総理要請の趣旨・内容を踏まえた就職・採用活動が行われるよう、傘下団体・企業への周知徹底・協力を要請。

大学等に対しては、平成 25 年 4 月に文部科学大臣より、国民や社会の期待に応える人材を育成するため、大学改革や大学教育の質的転換に積極的に取り組むよう要請するとともに、通知や説明会等を通じ、就職・採用活動開始時期変更の趣旨について周知を図った。

また、平成 27 年 1 月に内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計 443 団体及び大学等に対し、就職・採用活動時期変更につ

いて再周知の要請等を実施。

その後、(一社)日本経済団体連合会が、平成27年度の就職・採用活動の実態や経済界の要望等を踏まえ、平成27年12月に、「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引きを改定し、平成28年度の採用選考活動の開始時期を卒業・終了年度の6月とした。

これらを受けて、平成27年12月に内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計441団体及び主要求人情報サービス会社約520社に対し、採用選考活動の実施に当たり、学生に対する授業、試験、留学、教育実習等への配慮等について、要請を実施。

- 大学教育の質的転換に向けた取組として、全ての大学に対し、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を一体的に策定し、公表するものとしたとともに、各大学が三つのポリシーを策定及び運営する際の参考指針となるガイドラインを策定予定。

(大学改革への支援について)

- 引き続き、教学マネジメント確立などの改革に取り組む大学を重点的に支援することにより、高大接続等の実現に向けた大学教育の質的転換を進める。

就職・採用活動開始時期変更について)

- 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた取組を行う。

## 8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上

- 平成25年度先導的大学改革推進委託事業において、ファカルティ・ディベロップメント(FD)、教学に関わるデータ分析等、専門スタッフの活用と教員の教育力の向上に関する調査研究を実施。また、体系的FDの受講と大学設置基準第14条(教授の資格)に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係について、平成27年度先導的大学改革推進委託事業において調査研究を実施。
- 中央教育審議会大学分科会において、スタッフ・ディベロップメント(SD)をはじめとした大学の組織運営の在り方について審議し、各大学において職員(事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。)を対象とした研修の機会を設けるものとする旨の制度改正を予定。

→ 引き続き、中央教育審議会大学分科会において、大学の組織運営の高度化に向けた議論を行う。

### 8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

- 平成25年度先導的大学改革推進委託事業において、「学修成果の把握と学修成果の評価についての具体的方策に関する調査研究」を実施。
- 平成27年度予算において、高等学校や社会との円滑な接続の下、三つのポリシーに基づき、入口（入学）から出口（卒業）まで質保証の伴った大学教育を実現するため、教育内容、学習・指導方法、評価方法等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援を実施（大学教育再生加速プログラム（平成27年度予算：12億円）の内数）（基本施策8-1の再掲）。

→ 各大学における学修成果の把握や学修成果の評価の取組を推進するため、認証評価における評価事項への位置づけ等を含め、その推進方策について中央教育審議会等において審議し、方向性がまとまったものから順次対応を実施。

### 8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討

- 平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の内容の周知を行うことにより、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着を図った。

→ 引き続き同答申の内容の周知を図り、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着に向けた取組を行っていく。

### 8-5 大学院教育の改善・充実

- 平成27年9月に中央教育審議会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」を取りまとめた。これを踏まえ、今年度中に「第3次大学院教育振興施策要綱」を文部科学大臣決定予定。
- 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を33大学62プログラムに対し支援。

- 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向けた見通しについて確認する。
- 卓越大学院（仮称）形成に向けて、産学官からなる検討会において、平成27年度中を目途に、分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて示し、平成28年度以降、大学における企業との連携による構想作り等、具体化に向けた取組を開始予定。

### 8-6 短期大学の役割・機能の検討推進

- 中央教育審議会大学分科会大学教育部会の下に、短期大学ワーキンググループを設置（平成25年9月）し、短期大学の機能の充実・再構築などを含む短期大学の在り方について審議（全8回）し、平成26年8月に「短期大学の今後の在り方について」を取りまとめた。

- 本審議まとめを受け、関係者の意見や、高等教育における今後の改革の動向等を踏まえつつ、引き続き短期大学の振興方策について検討を行う。

## 基本施策9 大学等の質の保証

### 9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

- 中央教育審議会等を中心に、以下の通り、大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立に向けて検討中。なお、方向性が取りまとまった事項については、順次制度改正等を実施。

#### 【設置基準】

教員及び事務職員等が大学等の運営に必要な能力を身に付け、向上させるための取組（スタッフ・ディベロップメント（SD））の推進等について、現在、中央教育審議会大学教育部会において審議中。

#### 【設置認可】

大学の設置認可制度の改善について、中央教育審議会大学分科会及び大学設置・学校法人審議会における審議等を踏まえ、

- ・「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」を改正し、平成25年度審査から、学生確保の見通しや人材養成に対する社会的な需要の見通しに関する審査体制を充実するとともに、大学新設案件については理事長及び学長予定者から設置構想全体について説明を求める審査を実施
- ・「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」を改正し、より充実した審査を行うために審査期間を延長するとと

もに、認可後に余裕を持って学生募集が行えるよう認可時期を早期化（平成28年度開設予定案件から適用）

- ・「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」を改正し、届出設置制度を適切に運用するため、学際領域の取扱い等についての制度改正等に取り組んでいる。

#### 【認証評価】

平成30年度から始まる第3期の機関別評価に向けて、認証評価制度については、高大接続改革の指摘を踏まえた評価項目・方法への転換（策定・公表が義務化されたディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に関する評価や、各大学の自立的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価等）について、現在、中央教育審議会大学分科会において審議中。

→ 中央教育審議会大学教育部会において、大学の質保証のためのトータルシステム全体の在り方を踏まえつつ大学設置基準や認証評価の改善等について引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行っていく予定。

### 9-2 大学情報の積極的発信

- 平成27年3月から大学ポータルが本格稼働し、大学の多様な教育活動の情報を発信。また、「大学ポータル運営会議」及び「ステークホルダーボード」等を開催し、発信情報項目の充実等、大学ポータルの更なる改善に向けて検討を実施。

→ 「大学ポータル運営会議」での審議を踏まえ、国内外への情報発信等の充実を図っていく。

### 9-3 大学評価の改善

- 平成30年度から始まる第3期の機関別評価に向けて、認証評価制度の在り方（大学におけるPDCAサイクルの機能に着目した評価、評価に関する業務の効率化等）について、現在中央教育審議会大学教育部会において審議中（基本施策9-1再掲）。
- 経済産業省は、平成25年度より産学連携拠点構築に取り組む大学等において、産業界の意見を反映しつつ、各大学の特色に応じた、産学連携活動の客観的なPDCAサイクルの評価制度や、産学間の知的財産権の運用ルール、産学連携・人材流動化を促進させる制度改革のモデルを構築するとともに、産学連携活動を通じて構築したモデルの実証・検証を行う「産

学連携評価モデル・拠点モデル実証事業」を実施。  
平成26年度は8事業者を採択。【経済産業省】

- 認証評価制度の改善については、中央教育審議会大学教育部会において引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行っていく予定（基本施策9-1再掲）。
- 引き続き各大学の特色に応じた評価の仕組みの構築を通じて、世界的な産学連携拠点の構築・発展を推進していく【経済産業省】

#### 9-4 分野別質保証の取組の推進

- 日本学術会議に対して審議の促進を依頼している「分野別の教育課程編成上の参照基準」について、既に第2期教育振興基本計画策定時に策定されている4分野に加え、その後新たに18分野において策定。

- 「分野別の教育課程編成上の参照基準」の策定については、日本学術会議において、哲学等の未策定の分野において、引き続き策定に向けた審議を進める予定。

#### 9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

- 平成23年度より、単位互換等の質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」パイロットプログラム10件を実施（H23～27）。平成27年4月に上海において、キャンパス・アジアの進め方を審議する日中韓大学間交流・連携推進会議（第5回）を開催し、パイロットプログラム終了後のキャンパス・アジアの拡大と持続可能な発展の方向性などについて合意。

交流学生数（予定）：1,351名（派遣）、1,300名（受入）〈H23～27〉

交流学生数（実績）：86名（派遣）、33名（受入）〈H23〉

337名（派遣）、297名（受入）〈H24〉

367名（派遣）、374名（受入）〈H25〉

407名（派遣）、293名（受入）〈H26〉

- 平成27年6月にタイで、「第3回ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を開催し、「学生交流のためのガイドライン」案について合意。

- 平成28年度日中韓大学間交流・連携推進会議（第6回）において、キャンパス・アジアの新規プログラムの採択などについて審議予定。
- 2016年にマレーシアで開催する「ASEAN+3教育大臣会合」に「学生交流のためのガイドライン」を提出予定。また、同年にフィリピンで開催する「第4回ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」において、新たに「留学証明のためのガイドライン」案の作成に着手。

## 基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

### 10-1 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

- 大学への飛び入学等については、現在、高等学校に2年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、当該大学への飛び入学が可能となっている※。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない（基本施策14-1の再掲）。

※現行の飛び入学制度は平成9年度に導入。これまで導入した大学は9大学、延べ123人（平成27年）

- 子供の成長に応じた柔軟な教育システムの構築については、平成26年7月に、教育再生実行会議において、小中一貫教育の制度化や大学への飛び入学者を対象とする高等学校の早期卒業の制度化、国際化に対応した大学及び大学院の入学資格要件の緩和、高等学校専攻科修了者の大学への編入学の制度化、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、フリースクール等の位置付けの検討を提言。これを受け、平成26年12月、中央教育審議会において、小中一貫教育の制度化、大学への飛び入学者を対象とする高等学校卒業程度認定制度の創設、国際化に対応した大学及び大学院入学資格要件の拡大、高等学校専攻科修了者に係る大学編入学拡充を答申。

- 大学への飛び入学者を対象とした高等学校卒業程度認定制度の創設及び国際化に対応した大学及び大学院入学資格の拡大については、省令及び告示を改正予定。

### 10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換

- 高大接続については、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、中央教育審議会において、平成26年12月、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革に向けた「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答

申)」を取りまとめ。

- また、中央教育審議会の答申を踏まえ、平成27年1月に、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示した「高大接続改革実行プラン」を策定・公表。
- 新たに導入する高等学校基礎学力テスト（仮称）及び大学入学希望者学力評価テスト（仮称）、各大学の個別選抜の改革や多様な学習状況・学習成果の評価の在り方など、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討する、「高大接続システム改革会議」を立ち上げた。平成27年9月に中間まとめを行い、同年度内を目途に最終報告予定。
- 大学教育の質的転換に向けた取組として、全ての大学に対し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を一体的に策定し、公表するものとしたとともに、各大学が三つのポリシーを策定及び運営する際の参考指針となるガイドラインを策定予定。

- 「高大接続改革実行プラン」に基づき、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入学者選抜改革を一体的に推進するため、平成28年度予算案において50億円（関連予算を含む）を計上。
- 平成32年度からの「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入等に向けて、必要な取組を実施する。
- 引き続き、教学マネジメント確立などの改革に取り組む大学を重点的に支援することにより、高大接続等の実現に向けた大学教育の質的転換を進める（8-1再掲）。

#### 成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

##### 基本施策13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化

###### 13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進

- 平成26年4月に「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（平成9年9月に当時の文部省、通商産業省、労働省の3省で作成）」を文部科学省、厚生労働省、経済産業省で改訂を行い、インターンシップの普及・推進を図った。また、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（インターンシップ等の取組拡大）」において、大学等におけるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や中小企業におけるインターンシップ受入れ拡大等に取り組む地域インターンシップ推進組織（複数の大学と地域経済団体等で構成）の活動を通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図った。

- 経済産業省は、平成25年度より産業界の求める実践的能力を持った高度イノベーション創出人材の育成や産学間の人材流動化によるイノベーションの創出を目指し、「中長期研究人材交流システム構築事業」を通じて理系修士課程・博士課程在籍者等を対象にした企業の研究現場における中長期（2か月以上）の研究インターンシップの枠組み構築を支援している。複数企業・複数大学により設立されたコンソーシアムにおいて、マッチングシステムの整備や中長期研究インターンシップに係る課題の抽出等が行われた。【経済産業省】

→ 高等教育段階では、「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、インターンシップの単位認定や、より教育効果の高いインターンシップ（中長期、有給等）の普及・促進に取り組む  
→ 中長期研究インターンシップの普及・定着に向け、引き続き環境整備に取り組む。

### 13-2 学校横断的な職業教育の推進

- 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進。
- また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」（NQF）を構築している。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。

→ 引き続き、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人等の学び直しを全国的に推進していく。  
→ 学習成果の評価・活用の取組の充実については、その方策についてさらに検討を行う。

### 13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）等を踏まえ、実践的な職業教育

に取り組んでいるところ。

- 教育再生実行会議第五次提言を受け、平成26年10月から、有識者会議において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について議論し、平成27年3月に基本的な方向性について取りまとめた。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成27年度は7校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。
- 平成27年度から「産学連携サービス経営人材育成事業」により、大学等がサービス事業者と産学コンソーシアムを組成し、サービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムを産学協同で開発することに対して支援を開始。17大学等の支援を行っているところ。

→ 産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう、学科再編等を一層推進する施策を講じる。

→ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、有識者会議の取りまとめを受けて、平成27年4月に中央教育審議会に諮問しており、現在検討を行っている。

#### 13-4 社会への接続支援

- 平成25年度・平成26年度卒業者に対して、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、年度末に「未内定就活生への集中支援」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んだ。【厚労省】
- 平成27年度卒業予定者の平成27年12月1日現在の大学（学部）の就職内定率は80.4%となっており、前年同期に比べて、わずかではあるが上昇している。しかし一方で、未内定の学生が一定数存在していることから、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、平成28年1月から3月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2016」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んでいる。【厚労省・経産省】
- また、政府においては、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けて取り組んだ（8-1参照）。
- さらに、平成27年10月より順次施行している青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づき、若者の適職の選択に必要な職場情報の提供の仕組みを創設する等の措置を講ずるとともに、文部科学省と連携して、労働法制の周知や中退者に対する就職支援の強化に

取り組んでいる。【厚労省】

- 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた検討を行うとともに、雇用のミスマッチの解消に向け関係省庁と連携した取組を行う。
- 引き続き、学生等の就職・採用活動を支援するための環境整備に向けて、若者雇用促進法の円滑な施行と着実な実施を行う。【厚労省】

### 13-5 社会人の学び直しの機会の充実

- 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月閣議決定）等を踏まえ、専修学校、大学、大学院等が産業界と協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証することや、若者等の学び直しの支援のための独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用（大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能とする（同学種（例：学部→学部）間の再貸与の制限の緩和））など、社会人の学び直し機会の充実に取り組んだ。
- 平成27年7月に、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、社会人や企業等のニーズに応じた大学・大学院・短期大学・高等専門学校における実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP）」として文部科学大臣が認定する制度を創設し、同年12月に制度創設後初めて123課程を認定した。
- 放送大学では、約9万人の学生のうち有識者が65.1%（平成27年度）を占めており、資格関連科目等、社会人の学び直しに対応した教育内容の充実を図った。また、ラジオ授業科目について、インターネット配信を実施するとともに、スマートフォン・タブレット端末等向けの配信を実施。さらに、平成27年度からはオンライン授業を開講し、働きながらでも学びやすい環境の整備に取り組んでいる。  
また、社会人等の多様なニーズに対応した学習機会を提供することなどを目的に、特定の分野の学習を体系的に行ったことを証明する、履修証明制度に基づいた科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）を実施している。

- 引き続き、専修学校、大学、大学院等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進する。
- 引き続き、「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度を活用し大学等における社会人の学び直しをより一層促進していく。

- 平成27年4月より「誰もが学び続け、活躍できる『全員参加型社会の実現のための政策連絡会議』を開催し、教育行政と労働、福祉行政の連携強化のため、文部科学省と厚生労働省が中長期的な視点に立った政策協議や、情報共有・連絡調整などを実施。
- 放送大学においては、オンライン上でディスカッションやレポートを実施する授業（オンライン授業）や放送授業等により、女性のキャリアデザインなど社会的ニーズを踏まえた授業科目や資格関連科目等の充実に取り組む。

## 基本的方向性 2 : 未来への飛躍を実現する人材の養成

### 【平成 27 年度の主な取組と今後の方向性】

#### 成果目標 5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

#### 基本施策 14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

##### 14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進

- 現在、高等学校に 2 年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、当該大学への飛び入学が可能となっている。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない。
- 現行の飛び入学制度は平成 9 年度に導入。これまで導入した大学は 9 大学 (うち 1 大学は 26 年度より募集停止)、延べ 123 人 (平成 27 年)。
- 高等専門学校教育の高度化及び深化に向けて、高等専門学校の全ての学生が修得すべき到達目標を設定したモデル・コアカリキュラムの導入に向けた取組を推進。
- 急速な社会経済のグローバル化を踏まえ、国際的に活躍できる実践的技術者を育成するため、高等専門学校教育のグローバル化に向けた取組を実施。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成 26 年度は 2 校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。

→ 大学への飛び入学者を対象とする高等学校卒業程度認定制度の創設についての中央教育審議会答申 (平成 26 年 12 月) を踏まえ、必要な制度改正等を行う。

→ 高等専門学校固有の機能の充実強化に向け、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化を推進する施策を講じる。

##### 14-2 理数系人材の養成

- 今後の理工系人材の育成・確保のため「理工系人材育成戦略」を平成 27 年 3 月策定。同戦略の充実・具体化を図るため、平成 27 年 5 月に「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」を設置。同会議において、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進方策等について、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応を検

討している。

- 「国際原子力人材育成イニシアティブ（公募事業）」として、大学、高専機構、民間企業等が実施する学生等を対象とした高度原子力教育や放射線取扱実習等の取組を通じて、原子力の基盤と安全を支えるために必要な幅広い原子力人材の育成を目指している。平成27年度予算において27件の取組を支援。
- 「宇宙航空科学技術推進委託費（公募事業）」として、小中学生から大学院生まで、それぞれのレベルに応じた教材開発、実験機会の提供等を通じて、将来の宇宙航空に携わる人材の育成を目指している。平成27年度については5件の事業を選定。

→ 「理工系人材に関する産学官円卓会議」において、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応について、「理工系人材育成に関する産学官行動計画」として取りまとめる予定。

## 基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

### 15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

- 我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者に対して、研究奨励金を支給する特別研究員事業を実施。平成27年度の支援対象は、DC（博士課程後期の学生）4,515人、PD（博士の学位取得者等）1,126人。
- 複数の大学等でコンソーシアムを形成し、企業等とも連携して、若手研究者等の流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保しながらキャリアアップを図る仕組みを構築する大学等を支援。平成27年度までに10件の取組に支援を実施。
- テニユアトラック制（公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積む仕組み）を実施する大学等を支援。平成27年度までに58機関に支援を実施。
- 博士人材の多様なキャリアパスを切り拓くため、ポストドクターを対象に、企業等における長期インターンシップ（3か月以上）の機会の提供等を行う大学等を支援。平成27年度までに36大学に支援を実施。
- 女性研究者の一層の活躍を促進するため、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立や研究力の向上を図るための取組を行う大学等を支援。平成27年度までに120件の取組に支援を実施。
- 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を30大学62プログラムに対し支援。

- 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向けた見通しについて確認する。
- 第5期科学技術基本計画や、博士課程（後期）の学生に対する経済的支援の実施状況も踏まえつつ、優れた学生が将来への見通しを持って大学院で学べるよう、経済的支援の更なる充実を図る。
- 科学技術・学術審議会（人材委員会）において、若手研究者の育成・研究環境整備や、研究者全体の流動性を促す仕組の構築、指導的立場における女性研究者の活躍促進等に向けて行われた提言も踏まえ、卓越研究員制度の創設の検討を行った。今後、第5期科学技術基本計画に基づき、卓越研究員制度をはじめとした科学技術イノベーション人材育成施策が講じられることとなる。

## 15-2 大学等の研究力強化の促進

（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI））

- 大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る国際研究拠点の形成を目指す「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」を平成19年度より推進している（平成27年度は9拠点を支援）。

（頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業）

- 「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」の実施を通じて、海外のトップクラスの研究機関と研究者の派遣・受入れを行う大学等研究機関を重点的に支援（平成27年度に支援を行った大学等研究機関数は64件（継続課題52件、平成27年度新規採択課題12件））。

（共同利用・共同研究拠点）

- 共同利用・共同研究拠点（以下、「拠点」という）の取組について、国立大学法人運営費交付金、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により支援。国立大学の拠点について、既存拠点の期末評価を実施するとともに、平成28年度からの拠点として77拠点（新規9拠点、更新68拠点）を認定（平成28年1月現在、国公私立49大学99拠点）。

（大規模学術フロンティア促進事業）

- 国際的競争と協調による国内外の多数の研究者が参画する学術の大規模プロジェクトを、学術版「ロードマップ」で示された優先度に基づき、戦略的・計画的に推進する「大規模学術フロンティア促進事業」により、新たに位置付けられたプロジェクト「新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備」を含む10プロジェクトを支援。
- 年次計画に基づき、評価の実施時期に該当するプロジェクトの主要な研究テーマの進捗状況及び成果の評価等を実施。

(国立大学等における先端研究設備の整備)

- 火山災害の軽減に資する研究の充実・強化のために必要な経費を平成27年度補正予算において計上。

(研究大学強化促進事業)

- 世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、我が国全体の研究力強化の促進に資するため、平成25年度から「研究大学強化促進事業」を実施し、22の支援対象機関の研究力強化の取組を支援(支援期間10年間、支援規模2~4億円/年)。平成27年度は、事業の着実な実施を促進することを目的としたフォローアップを実施。

(科学研究費助成事業)

- 平成27年度は、「国際共同研究加速基金」の創設による国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進、「特設分野研究基金」の創設による新しい審査方式の先導的試行の充実等に取り組むなど、科研費の抜本的な改革に着手。また、第5期科学技術基本計画の期間(平成28~32年度)を展望した改革の基本的な考え方や工程を示した「科研費改革の実施方針」を策定。

(世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI))

- 平成28年度において引き続き9拠点の支援を行う。

(頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業)

- 平成28年度においては48件程度の大学等研究機関に支援を行うことで、引き続き海外の研究機関との国際研究ネットワークの戦略的な構築を図り、国際的な頭脳循環の促進に取り組む。

(共同利用・共同研究拠点)

- 拠点の取組について、国立大学法人運営費交付金、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により支援。

- 平成25年度から認定されている公私立大学の拠点について、中間評価を行う。

(大規模学術フロンティア促進事業)

- 平成28年度は、平成27年度の東京大学宇宙線研究所 梶田隆章氏のノーベル物理学賞受賞に直接貢献した宇宙素粒子観測装置「スーパーカミオカンデ」の観測を含む10プロジェクトについて引き続き支援を行う。

(研究大学強化促進事業)

- 平成28年度は、平成25年度に採択された22機関について引き続き支援を行うとともに、平成29年度に行う中間評価の実施方針の検討に着手する。

(科学研究費助成事業)

- 平成27年度に策定した「科研費改革の実施方針」に基づき、平成28年度中に、新たな学問領域の創成や異分野融合などにつながる挑戦的

な研究を促進することとし、大胆な挑戦的研究を見出すためのプログラムについて公募・審査を開始する。加えて、審査区分（分科細目）の大括り化と総合審査方式などの新しい審査方式を組み合わせた、新たな審査システムの平成30年度からの導入に向けた準備を進め、本年中に見直し内容を決定する予定。

（競争的資金制度）

→ 複数の競争的資金制度における研究費の合算による共用設備の購入について、合算使用の条件等を関係府省間で今後検討予定。

### 15-3 イノベーション創出に向けた産学官連携の推進

- イノベーション創出に向け、大学等の研究成果を基にした産学の共同研究開発や、知的財産の活用などを推進。
- 「革新的イノベーション創出プログラム（COI STREAM）」では、18のCOI拠点において、将来社会のビジョンからバックキャストで研究開発課題を設定した上で、既存の概念を打破し、革新的な研究成果に基づく実用化を目指した産学連携によるアンダーワンルーフでの研究開発を集中的に実施。
- 「産学官連携リスクマネジメント推進事業」を通じて、全国の大学等における産学官連携リスクマネジメント体制の整備・システム構築の支援を実施。

→ 大学自身による知的財産戦略を策定しそれに応じた自律的な知的財産マネジメントを行うことを促す。

→ 平成27年度は、トライアルからCOI拠点到昇格した拠点も含め、プログラム全体のビジョン実現に向けた若手人材育成支援等の取組を加速させる（平成28年度予算（案）：89億円（平成27年度予算額：82億円））。

→ 引き続き、「産学官連携リスクマネジメント推進事業」を実施する。

## 基本施策16 外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流，大学等の国際化など，グローバル人材育成に向けた取組の強化

### 16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

（高等教育段階）

- 平成27年5月に入学者選抜においてTOEFL等の活用を推奨することなどを記載した平成28年度大学入学者選抜実施要項を各大学に通知するとともに、入試担当者等が集まる会議において入学者選抜におけるTOEFL等の活用について説明を実施。平成26年度大学入学者選抜において、273大学が活用。
- 平成24年度より実施している「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」において、採択42大学に対して、学生のグローバル力を

強化するための組織的な取組の一つとして、TOEFL等の外部検定試験の活用を含め、高等学校段階における外国語力・留学経験等の適切な評価を行う入試の導入を促進。

- TOEFL等の入学者選抜等での活用など、国際化に取り組む大学をスーパーグローバル大学として重点支援（平成27年度予算額：77億円）。

（高等教育段階）

→ 「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」について、平成28年度に実施する平成27年度のリフォロアップにおいて、語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組状況を把握するとともに、引き続き促進する。

### 16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- グローバル人材育成の基盤形成事業により、各都道府県が行う留学フェア等の開催に係る経費の補助を実施（平成26年度：留学フェア等開催回数38回（24都道府県））。
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進するため、平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、外国人留学生受入れの重点地域等及び対応方針を設定。
- 国内外の学生の交流促進や住環境の機能充実を図るため、平成26年7月に「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめ。
- 日本全体で若者の海外留学への機運を高めるため、官民協働海外留学推進戦略本部を立ち上げ、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を開始。イベントの開催等留学の魅力や方法を伝えるための取組を政府だけではなく、官民協働で実施。
- 官と民が協力した海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」を平成26年度に創設。第1期から第4期までに計1,420人を採用し、順次派遣を開始している。平成27年度より高校生コースを開始し、第1期生として303人を採用し、順次派遣を開始。また、地域に定着するグローバル人材を育成するため「地域人材コース」を平成27年度より開始し、平成28年3月までに14地域事業を採択。

→ 外国人留学生の受入れを促進するため、戦略的な受入れを行うとともに、「留学生30万人計画」の実現に向け、奨学金の充実、住環境等の生活支援、日本国内での就職支援等の受入れ環境の充実、留学コーディネーターの配置や現地で入学許可を出す仕組みづくり等による「攻め」の留学生施策を実施する。

→ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増（6万人から12万人へ）を目指すため、引き続き留学促進キャンペー

ン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減を図る。

### 16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

(大学等)

- 平成24年度より実施している「経済社会を牽引するグローバル人材育成支援」採択42大学において、英語での授業の実施率、外国人教員数、海外で学位を取得した教員数に係る達成目標を設定。5年間で事業全体として5万8,192人の学生を派遣予定。
- 平成23年度より実施している「大学の世界展開力強化事業」採択60プログラムにおいて、日本からの派遣学生数と海外からの受入れ学生数に係る達成目標を設定。9年間で事業全体として2万616人（派遣11,498人、受入9,118人）の学生を交流予定。
- 平成26年度に新規採択を行った「スーパーグローバル大学創成支援」37件において、世界と競うトップレベルの大学を目指す力のある大学や国際化を牽引するグローバル大学を重点支援し、大学教育の国際通用性の向上、研究力向上にも繋がる国際的な環境基盤の整備を実施。（平成27年度予算額：77億円）。
- 中央教育審議会の議論を踏まえ、平成26年11月に外国大学とのジョイント・ディグリーを実施するための大学設置基準等を改正。
- 平成25年10月に、文部科学省に設置した「学事暦の多様化とギャップチームに関する検討会議」が意見を取りまとめ、希望する学生がギャップイヤー・プログラムを経験できる環境を整備するという方向性が示された。これを受けた支援策として、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援（大学教育再生加速プログラム（平成27年度予算：12億円）の内数）を計上。
- 平成26年12月に中央教育審議会において「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」が取りまとめられ、我が国として留学生等を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学・大学院入学資格要件（12年又は16年の教育課程の修了）の拡大に係る制度改革の方針（大学入学資格：文部科学大臣が対象国を指定、大学院入学資格：認証評価を受けた3年以上の学士課程の学位を有している場合）が提言された。

(職業教育の質保証等)

- 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能

力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」(NQF)を構築。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。

(大学等)

→ ①「経済社会を牽引するグローバル人材育成支援」、②「大学の世界展開力強化事業」、③「スーパーグローバル大学創成支援」それぞれの事業において、平成28年度に実施する平成27年度のフォローアップにおいて、目標の達成状況を把握するとともに、目標の達成を促す。

(職業教育の質保証等)

→ 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、その方策について更に検討が必要。

#### 16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（基本施策9-5の再掲）

## 基本的方向性 3 : 学びのセーフティネットの構築

### 【平成 27 年度の主な取組と今後の方向性】

#### 成果目標 6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保)

#### 基本施策 17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

#### 17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく安心して学べるよう、平成 26 年 8 月に取りまとめた「学生への経済的支援の在り方について」(報告書)を踏まえ、貸与人員の増員等、大学等奨学金事業の充実を図った。平成 27 年度予算においても、①無利子奨学金の貸与人員の増員、②貸与基準を満たす年収 300 万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現、③より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図った。

【参考】独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学金事業

<平成 27 年度予算額>

・貸与人員 無利子奨学金：46 万人

(対前年度比 1.9 万人増 (うち新規増 8,600 人))

※このほか被災学生等分 7,000 人

[有利子奨学金：87.7 万人]

・事業費 無利子奨学金：3,125 億円

(対前年度比 125 億円増)

※このほか被災学生等分 48 億円

[有利子奨学金：7,966 億円]

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免等の充実を図っている。国立大学については授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行うこととしている。公立大学では、全ての大学が授業料減免制度を設けており、平成 26 年度実績で約 1.2 万人に対して 34.1 億円の減免措置がなされている。私立大学については授業料減免等事業に加え、平成 25 年度より学内ワークスタディ事業、産業界との連携協力関係に基づく減免等奨学制度への支援を行う産学合同スカラーシップ事業を実施。国立高等専門学校において、学生の経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、授業料等の減免枠を拡大。

【参考】平成 27 年度予算

<国立大学>

免除対象人数：約0.3万人増

平成26年度：約5.4万人→平成27年度：約5.7万人

<私立大学>

授業料減免等対象人数：約0.3万人増

平成26年度：約3.9万人→平成27年度：約4.2万人

※公立大学については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。

→ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、学生等の経済的支援の在り方について検討し、大学等奨学金事業及び授業料減免等の充実を図る。

【参考】(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業 平成28年度予算(案)

・貸与人員 無利子奨学金：47万4千人

(対前年度比1.4万人増(うち新規増6,000人))

※このほか被災学生等分5,000人

[有利子奨学金：84.4万人]

・事業費 無利子奨学金：3,222億円

(対前年度比98億円増) ※このほか被災学生等分36億円

[有利子奨学金：7,686億円]

【参考】国立・私立大学の授業料減免等の充実にかかる平成28年度予算(案)

<国立大学>

予算(案)：320億円(前年度比13億円増)

免除対象人数：約5.9万人(前年度比約0.2万人増)

<私立大学>

予算(案)：86億円(前年度比1億円増)

免除対象人数：約4.5万人(前年度比約0.3万人増)

**成果目標7 (安全・安心な教育研究環境の確保)**

**基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保**

**19-1 安全・安心な学校施設**

○ 国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、耐震化を含む老朽改善整備等を推進しており、平成27年5月現在の耐震化率は96.4%に進捗した。(平成26年5月現在：94.2%) また、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指し、平成26年8月に天井撤去を中心とした対策の一層の推進を要請する通知を発出するなど対策の加速化に向けた取組を行っている。

○ 私立学校については、国公立学校施設の耐震化の進捗状況を勘案しつつ、

できる限り早期の耐震化完了を目指しており、耐震化を促進するため、平成26年度の耐震改築事業制度の創設、補助要件の緩和、平成27年度補正予算における耐震化の長期低利融資に係る財政融資資金の計上など、国庫補助と融資の両面で支援を推進。

【参考】私立学校施設の耐震化率（平成27年5月現在）

幼稚園～高等学校等 83.5%

大学等 87.6%

→ 厳しい財政状況の下で効果的・効率的に学校施設の老朽化対策を行う必要があるため、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、地方公共団体における学校施設の長寿命化計画策定のための支援や講習会の実施等を行うことにより、老朽化対策をより一層推進する。

**基本的方向性 4 :**  
**絆づくりと活力あるコミュニティの形成**

**【平成27年度の主な取組と今後の方向性】**

**成果目標 8 (互助・共助による活力あるコミュニティの形成)**

**基本施策 2 1 地域社会の中核となる高等教育機関 (COC構想) の推進**

**2 1-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援**

- 平成25年度から自治体と連携して地域課題の解決に取り組む各大学の支援として実施してきた「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」を発展的に見直し、平成27年度より新たに、複数の大学が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を実施している。
- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行い、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実に向けた取組を実施。

→ 平成27年度より実施している「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を平成28年度以降も引き続き実施していく。

## 4つの基本的方向性を支える環境整備

### 【平成27年度の主な取組と今後の方向性】

#### 基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化

##### 26-1 大学におけるガバナンス機能の強化

- 教授会の役割の明確化や国立大学法人の学長選考の透明化等を内容とする学校教育法及び国立大学法人法の改正案を提出し、平成26年6月に成立。また、法改正を受けて設置した検討会議における検討を受けて、8月に施行通知等を発出、9月に全大学を対象とした説明会を開催、12月に各大学による内部規則等の総点検・見直しの進捗状況について調査を実施し、中間状況を把握。各大学や大学団体等からの求めに応じて、教職員研修会での説明や個別相談を随時実施。
- 国立大学については、「国立大学改革強化促進事業」として、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。
- 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援として、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
- 学校法人の財務情報等について、一般に閲覧可能なホームページへ掲載している法人の割合は98.6%（平成25年度）から99.7%（平成26年度）に上昇。平成27年度以降においても財務情報等の積極的な公開に努めるよう、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じ求めた。
- 科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会「競争力強化に向けた大学知的資産マネジメント検討委員会」を設置し、平成27年8月に「イノベーション実現に向けた大学知的資産マネジメントの在り方について」を取りまとめ。大学が有する研究経営資源（人、モノ、金等の知的資産）を戦略的・効果的に活用する研究経営システムの確立に向けた大学経営の在り方等を示したところ。

→ 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援のため、引き続き必要な予算を確保する。

→ 研究経営システムの確立に資するよう、前掲15-3の「産学官連携

リスクマネジメント推進事業」に加え、平成28年度より大学の研究経営資源のマネジメントを担う人材育成及びその全国的な体制構築に向けた「イノベーション経営人材育成システム構築事業」を実施する。

## 基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進

### 27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

- 今後の国立大学改革の方針や方策をまとめた「国立大学改革プラン」を策定（平成25年11月）。
- 各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理（ミッションの再定義）。  
先行して整理を行った医学、工学、教員養成の3分野の結果については平成25年12月に他分野に先行して公表した。また、その他の分野についても、平成26年4月に公表した。
- 第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性をとりまとめた「国立大学経営力戦略」を策定（平成27年6月）。
- 第185回臨時国会で成立した産業競争力強化法において、国立大学法人から大学発ベンチャー支援会社への出資を可能とする制度改正を実施（平成26年4月1日公布）。これを受けて、東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の4大学では、ベンチャー等支援会社を通じて大学発ベンチャーに対する支援を行うため、全学的な体制の整備や、ベンチャー等支援会社における技術や経営に知見のある役職員等の確保の準備を進めてきたところ。既に全ての大学において、ベンチャー等支援会社が設立されており、加えて、東北大学、京都大学、大阪大学においては、投資事業有限責任組合（ファンド）も組成され、投資事業が開始されている。
- 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方の見直しのため、文部科学省内に立ち上げた有識者検討会において議論を行い、平成27年6月15日に審議まとめを公表した。
- 「日本再興戦略」改訂2015に基づき、指定国立大学法人制度の創設を目指し、国立大学法人法の改正案を提出。

→ 「国立大学改革プラン」及び「国立大学経営力戦略」に基づき、今後速やかに、各国立大学の強み、特色を最大限生かした機能強化及び経営力強化を図る。

### 27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

- 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援のため、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバ

ル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

→ 私立大学等の教育研究活性化の促進・支援のため、引き続き必要な予算を確保する。

### 27-3 国公立大学の枠を超えた大学間連携の促進

○ 各大学が自らの強みを活かしつつ、他大学との連携を深める取組を支援することにより、大学全体として多様かつ高度な教育を展開。

【参考】

- ・教育・学生支援分野の共同利用拠点（平成21年度～）：46拠点を認定（平成27年4月1日現在）
- ・教育課程の共同実施（平成22年度～）：10件
- ・様々な地域・分野での課題に対して各大学が連携・共同して解決に当たる取組を支援（大学間連携共同教育推進事業）：49件

→ 国公立の設置形態を超えた大学間連携を引き続き支援することにより、強みを活かした機能別分化と教育の質保証を推進する。

### 27-4 大学情報の積極的発信（基本施策9-2の再掲）

### 27-5 大学評価の改善（基本施策9-3の再掲）

## 基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

### 28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分

- 国立大学については、平成27年度予算において、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、大学運営に必要な基盤的経費を確保するとともに、各大学の強み・特色を活かした機能強化への取組に必要な経費を確保（国立大学法人運営費交付金：1兆945億円（対前年比177億円減））。
- また、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝・若手研究者の採用拡大などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援するなどの経費等を確保（国立大学改革強化促進事業：168億円（対前年比18億円減））。
- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを実施。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
- 文部科学省では、全ての競争的資金制度について、間接経費比率を30

%措置。

- 国立大学については、引き続き、国立大学法人運営費交付金など財政基盤の確立を図るとともに、各大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、3つの重点支援の枠組みを新設し、国立大学改革を更に加速（平成28年度予算（案）において、国立大学法人運営費交付金を対前年度同額の1兆945億円を計上）。
- 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き続き必要な予算を確保する。

## 28-2 個性・特色に応じた施設整備

- 国立大学等施設においては、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、大学等の機能強化につながる施設整備を図った。

【参考】「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成23～27年度）

- ・老朽改善整備（目標：約400万㎡→平成27年度：251.5万㎡（累計））
- ・狭隘解消整備（目標：約80万㎡→平成27年度：87.2万㎡（累計））
- ・大学附属病院の再生（目標：約70万㎡→平成27年度：76.5万㎡（累計））

- 私立大学等については、特色ある教育・研究を実施するため、施設の安全性の確保や教育研究機能の維持向上等、教育研究基盤の充実・強化に資する施設・設備の整備事業に対して支援。特に、各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として、施設・設備等を重点的かつ総合的に支援。

- 国立大学等施設については、依然として安全性・機能性の不足や老朽化の更なる進行などの課題を有し、高度化・多様化する教育研究活動に十分対応できていない状況にあることから、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、厳しい財政状況の中にあっても必要な予算を安定的・継続的に確保する。
- 私立大学等の教育研究基盤となる施設・設備の整備に係る予算は減少傾向にあるが、早期の耐震化完了や教育研究基盤の充実・強化のため、引き続き必要な予算を確保する。

## 基本施策29 私立学校の振興

### 29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分

- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを実施。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

- 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き

続き必要な予算を確保する。

### 29-2 多元的な資金調達促進

- 学校法人への個人寄附に係る税額控除制度を導入（平成23年）し、あわせて私立学校への寄附の促進に向けた「アクションプラン」を策定する（平成24年）など、税額控除制度を活用した寄附の促進を図った。
- 平成27年度の税制改正において、学校法人に対して個人が寄附した場合に、税額控除を適用するための、学校法人の寄附実績要件を規模に応じて緩和。
- 「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）においては、学校法人のうち、各事業年度の私立学校の経営に関する事業の費用が1億円未満の法人についても、税額控除対象法人となるための要件が緩和されることとなった。

→ 今後も引き続き、学校法人に対する寄附の促進に向けた取組を進める。

### 29-3 学校法人に対する経営支援の充実

- 著しく重大な問題を抱える学校法人への対応について、制度上の課題及び今後の対応の在り方を整理し、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において取りまとめた報告書（「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」（平成25年8月）も踏まえ、運営上重大な問題のある学校法人に対する必要な措置の命令など、解散命令に至るまでの間に段階的な措置を整備するために、私立学校法を改正。
- 学校法人会計基準を改正（平成25年4月）し、平成27年度の施行に向けて、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じて学校法人への周知を図った。
- 一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱いが行われているという事態が生じたことを受け、平成27年3月に通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」を各学校法人、都道府県に発出し、適正な会計処理を求めた。
- 文部科学省所管学校法人を対象に、学校法人や私立学校の諸活動に関して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭や在学生保護者等関係者に対し負担を求めているものに係る会計処理の実態を把握するための調査を実施。調査結果を踏まえ、平成27年12月に通知「学校法人における会計処理等の適正確保について」を各学校法人に発出し、改めて適性な会計処理を促した。

→ 引き続き、学校法人が自らの確な経営判断を行うことができるよう必要な経営指導・支援に取り組む。